

# ○市町村消防団員退職報償金支給条例

(昭和54年4月2日条例第14号)

## 改正

昭和55年 5月31日条例第5号  
昭和57年 5月26日条例第6号  
昭和61年 8月25日条例第7号  
昭和63年 8月 9日条例第6号  
平成 元年 7月 3日条例第4号  
平成 3年 5月28日条例第5号  
平成 4年 4月22日条例第6号  
平成 5年 4月22日条例第3号  
平成 6年 7月18日条例第6号  
平成 7年 5月 9日条例第3号  
平成 8年 5月27日条例第6号  
平成 9年 4月21日条例第5号  
平成10年 5月26日条例第3号  
平成11年 4月21日条例第2号  
平成12年 4月25日条例第2号  
平成12年12月20日条例第6号  
平成13年 4月 6日条例第4号  
平成14年 4月 3日条例第8号  
平成15年 4月 2日条例第3号  
平成16年 4月12日条例第2号  
平成17年 4月12日条例第3号  
平成18年 4月20日条例第8号  
平成18年 8月18日条例第12号  
平成23年 5月13日条例第2号  
平成26年 3月10日条例第1号  
平成29年 2月21日条例第1号

(目的)

**第1条** この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

**第2条** 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

**第3条** 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、当該階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

**第4条** 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、すでに退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

**第4条の2** 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかつたことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

**第5条** 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の方が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

**第5条の2** 次に掲げるものは、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
  - (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によつて退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (退職報償金支給の制限)

**第6条** 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であつた者

(5) 前各号に掲げるものの外、退職報償金を支給することが不相当と認められた者

(退職報償金支給の時期)

**第7条** 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(支給手続)

**第8条** 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

(委任規定)

**第9条** この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

**第2条** この条例の適用日前に勤務10年以上の非常勤消防団員に係る退職報償金については、なお従前の例による。

(東日本大震災に係る死亡の推定)

**第3条** 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった非常勤消防団員の生死が3月間分からない場合又は当該非常勤消防団員の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、退職報償金の支給の規定の適用については、同日に、当該非常勤消防団員は、死亡したものと推定する。

(退職報償金の支給に関する特例)

**第4条** 非常勤消防団員のうち従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者として、市町村長が任用した者については、第2条の規定にかかわらず退職報償金を支給しないものとする。

(勤務年数の算定)

**第5条** 前条の規定に該当する者として勤務した期間は、第4条に規定する勤務年数には算入しない。

#### 附 則 (昭和55年5月31日条例第5号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の市町村消防団員退職報償金の支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和55年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において、「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3 昭和55年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

#### 附 則 (昭和57年5月26日条例第6号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）第5条第1項及び第2項並

びに別表の規定は、昭和57年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 昭和57年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（昭和61年8月25日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和61年4月1日以降に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和61年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（昭和63年8月9日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）第3条及び第9条の規定は、昭和63年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和63年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成元年7月3日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成元年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成元年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成3年5月28日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は平成3年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成3年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金

は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成4年4月22日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成4年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成5年4月22日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成5年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成6年7月18日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成6年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成7年5月9日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成8年5月27日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成8年4

月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成 8 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成 9 年 4 月 2 1 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 9 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成 1 0 年 5 月 2 6 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 1 0 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成 1 0 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

**附 則**（平成 1 1 年 4 月 2 1 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 1 1 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例による。
- 3 平成 1 1 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成 1 2 年 4 月 2 5 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例による。
- 3 平成 1 2 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日条例第 6 号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成13年4月6日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成13年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例による。
- 3 平成13年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成14年4月3日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成14年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例による。
- 3 平成14年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成15年4月2日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成15年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例による。
- 3 平成15年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成16年4月12日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成16年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例による。
- 3 平成16年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成17年4月12日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3 平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成18年4月20日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の市町村消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

**附 則**（平成18年8月18日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成18年6月14日から適用する。

**附 則**（平成23年5月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月10日条例第1号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年2月21日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**別表** 退職報償金支給表（第2条関係）

| 階 級            | 勤 務 年 数       |                |                |                |                |           |
|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
|                | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>15年未満 | 15年以上<br>20年未満 | 20年以上<br>25年未満 | 25年以上<br>30年未満 | 30年以上     |
| 団 長            | 239千<br>円     | 344千<br>円      | 459千<br>円      | 594千<br>円      | 779千<br>円      | 979千<br>円 |
| 副 団 長          | 229           | 329            | 429            | 534            | 709            | 909       |
| 分 団 長          | 219           | 318            | 413            | 513            | 659            | 849       |
| 副 分 団 長        | 214           | 303            | 388            | 478            | 624            | 809       |
| 部 長<br>及 び 班 長 | 204           | 283            | 358            | 438            | 564            | 734       |
| 団 員            | 200           | 264            | 334            | 409            | 519            | 689       |